

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社岩村組（所在地 新潟県新発田市）ほか2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年12月15日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子  
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子  
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社岩村組	①新潟県新発田市大手町4-3-21
②株式会社小野組	②新潟県胎内市西栄町2-23
③株式会社西奈美組	③新潟県胎内市西条196

2. 指名停止措置期間： ① 令和5年12月15日～令和6年3月14日（3ヵ月）

② 令和5年12月15日～令和6年2月14日（2ヵ月）

③ 令和5年12月15日～令和6年3月14日（3ヵ月）

※港湾空港関係を除く

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、同振興局元農村整備部長が漏洩した情報を元に自社が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、①(株)岩村組の顧問及び元常務取締役が、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕された。

その後、同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、元部長が①(株)岩村組の顧問に漏洩した情報を元に③(株)西奈美組が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で①(株)岩村組の顧問が再逮捕されたほか、②(株)小野組の元常務取締役と③(株)西奈美組の代表取締役が同容疑で逮捕された。

## 5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号イ及び第10号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12 号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>